

2023年8月29日

各 位

管理会社名 日興アセットマネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 ステファニー・ドゥルーズ
問合せ先 E T F ビジネス開発部 花村 憲治
(TEL. 03-6447-6449)

投資信託約款の一部変更に関するお知らせ

当社は、「上場インデックスファンドJリート（東証REIT指数）隔月分配型（ミニ）」（証券コード：2552）および主要投資対象としております「インデックス マザーファンド Jリート」に係る投資信託約款の変更に関し、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 対象ファンド

上場インデックスファンドJリート（東証REIT指数）隔月分配型（ミニ）
インデックス マザーファンド Jリート

2. 変更の内容およびその理由

新NISA制度における成長投資枠の要件に適合させるため、対象ファンドにて行なうデリバティブ取引および外国為替予約取引の利用目的を明確化するべく、信託約款の一部に所要の変更を行ないます。

※投資信託約款の新旧対照表につきましては、別紙をご参照ください。

3. 日程

内閣総理大臣への届出日 : 2023年9月5日（予定）
変更日 : 2023年9月9日

4. 書面決議の手続き等

今回の約款変更は当該投資信託の商品性には何ら影響を与えるものではなく、投資信託及び投資法人に関する法律に規定する「その変更の内容が重大なものとして内閣府令で定めるもの」には該当しないため、書面決議等の対応は行ないません。

別紙. 投資信託約款の新旧対照表

以上

追加型証券投資信託 上場インデックスファンドJリート (東証REIT指数) 隔月分配型	第21条
(ミニ) 約款	第24条
	第25条
	第26条
	第32条

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(運用の基本方針)</p> <p>第21条</p> <p>①委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行いません。</p> <p>1. この信託は、信託財産の1口あたりの純資産額の変動率を対象インデックス (この信託では、「東証REIT指数」を対象インデックスとします。)の変動率に一致させることを目指して、主として、インデックス マザーファンド Jリート受益証券に投資を行いません。</p> <p>2. <u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的として、東証REIT指数への連動率を向上させるため、資金動向に応じて有価証券指数等先物取引等 (東証REIT指数を対象とする先物取引とします。)を行なう場合があります。</u></p> <p>3. ～7. (略)</p>	<p>(運用の基本方針)</p> <p>第21条</p> <p>①委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行いません。</p> <p>1. この信託は、信託財産の1口あたりの純資産額の変動率を対象インデックス (この信託では、「東証REIT指数」を対象インデックスとします。)の変動率に一致させることを目指して、主として、インデックス マザーファンド Jリート受益証券に投資を行いません。</p> <p>2. 東証REIT指数への連動率を向上させるため、資金動向に応じて有価証券指数等先物取引等 (東証REIT指数を対象とする先物取引とします。)を行なう場合があります。</p> <p>3. ～7. (同 左)</p>
<p>(先物取引等の運用指図)</p> <p>第24条</p> <p>①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引 (金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引 (金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)</u> および有価証券オプション取引 (金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。) ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします (以下同じ。)</p> <p>②委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所にお</u></p>	<p>(先物取引等の運用指図)</p> <p>第24条</p> <p>①委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引 (金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引 (金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。) および有価証券オプション取引 (金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。) ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします (以下同じ。)</p> <p>②委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引</p>

<p>る通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。</p>	<p>を行なうことの指図をすることができます。</p>
<p>③委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</u></p>	<p>③委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p>
<p>(スワップ取引の運用指図) 第25条 ①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的のため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引</u>（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>②～④（略）</p>	<p>(スワップ取引の運用指図) 第25条 ①委託者は、<u>信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引</u>（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>②～④（同 左）</p>
<p>(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図) 第26条 ①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的のため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。</u></p> <p>②～④（略）</p>	<p>(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図) 第26条 ①委託者は、<u>信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。</u></p> <p>②～④（同 左）</p>
<p>(外国為替予約の指図) 第32条 ①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避する目的のため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。</u></p> <p>②～④（略）</p>	<p>(外国為替予約の指図) 第32条 ①委託者は、<u>信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。</u></p> <p>②～④（同 左）</p>

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>運用制限 (1)～(3) (略) (4)デリバティブ取引の指図は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的のため、約款第18条、第19条および第20条の範囲で行ないます。</u> (5)外国為替の売買の予約取引の指図は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避する目的のため、約款第26条の範囲で行ないます。</u> (6) (略)</p>	<p>運用制限 (1)～(3) (同 左) (4)外国為替の売買の予約取引の指図は、約款第26条の範囲で行ないます。 (5) (同 左)</p>
<p>(先物取引等の運用指図) 第18条 ①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)</u> および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。) ②委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。</u> ③委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引なら</u></p>	<p>(先物取引等の運用指図) 第18条 ①委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。) および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。) ②委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。 ③委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p>

<p>びに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p>	
<p>(スワップ取引の運用指図) 第19条 ①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的のため、異なる通貨、異なる受取り金利または異なる受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引</u>（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>②～④（略）</p>	<p>(スワップ取引の運用指図) 第19条 ①委託者は、<u>信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なる通貨、異なる受取り金利または異なる受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引</u>（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>②～④（同 左）</p>
<p>(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図) 第20条 ①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的のため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうこと</u>の指図をすることができます。</p> <p>②～④（略）</p>	<p>(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図) 第20条 ①委託者は、<u>信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうこと</u>の指図をすることができます。</p> <p>②～④（同 左）</p>
<p>(外国為替予約の指図および範囲) 第26条 ①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避する目的のため、外国為替の売買の予約取引の指図</u>をすることができます。</p> <p>②～③（略）</p>	<p>(外国為替予約の指図および範囲) 第26条 ①委託者は、<u>信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図</u>をすることができます。</p> <p>②～③（同 左）</p>